第1章 産業 『自然の恵みを活かす』

第1節 農業

現状と課題

本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の 形成とともに、地元食品加工業などとも結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たして います。

国際的には、米国抜きの11か国によるTPP※や日欧EPA※で合意・署名されるなど農業を取り巻く情勢はグローバル化しており、生産現場においては今後の農業経営に対する不安感や不透明感が増大しています。

本町の農家戸数は、酪農・畑作経営を中心に60戸で28億円前後の生産額をあげていますが、農家戸数の減少は著しく、平成17年の93戸と比較し、この10年間で33戸の減少となっており、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、生産体制の維持が課題となっているため、担い手の育成と確保を積極的に推進し、意欲のある農業の担い手が安心して経営ができる環境づくりを進めていくことが重要となります。

農業の持続的な発展と経営の安定化を図るためには、生産性向上に不可欠な生産基盤整備を基本として、有利な制度資金の活用や効率的な農地の利用・集積に加え、ロボット技術やICT%の活用など時代に応じた農業生産体制を確立することが必要です。

畜産部門は本町農業の基幹作目でありますが、離農などによる飼養戸数及び頭数の減少にともない、生産量の維持が大きな課題となっているため、コントラクター組織等の充実強化を図るとともに、経営の効率化や法人化を進めることで生産性を高めることが必要です。

畑作・野菜などの耕種部門は、気候条件から栽培作物が制約されており、農業者の高齢化や労働力不足が進むにしたがって、畑作の輪作体型が更に崩れ、連作障害等による収益性の低下が心配されることから、耕畜連携※などによる土づくりの増進を図るとともに栽培技術の向上や地域ブランドの確立などにより生産性を高め、作付面積を維持・確保していく必要があります。

また、地域農業の持続的な発展のためには、環境保全効果の高い営農活動の普及を進めるとともに、農業者や製造業者などによる、地域の農畜産物を活用した新たな商品開発への参画を図るため、農産品加工研究センターによるサポートや情報提供などの支援をより充実していくことが必要です。

- ※**TPP** ~ 環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Partnership の略) 環太平洋の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。
- **※EPA** ~ 経済連携協定(Economic Partnership Agreement の略)貿易の自由化に加え、 投資、人の移動、知的財産権の保護など幅広い経済関係の強化を目的とする協定の こと。
- **※ICT** ~ 情報通信技術(Information and Communication Technology の略)コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと言い、コンピューター関連の技術を表す IT(Information Technology)と区別している。
- ※**耕畜連携** ~ 小麦や野菜などを生産する耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に 小麦収穫後の麦稈を畜産農家の敷料として供給するなど連携を図ること。

将来像

- 農業生産を支える農業基盤が適切に維持されている。
- 農村の生活基盤を支える水利施設が適切に維持管理されている。
- 農業を支える担い手、雇用就農者、コントラクター体制、ヘルパーなどが確保されている。
- ロボット技術やICTの活用など時代に応じた生産体制が確立されている。
- 栽培や飼養技術の向上、地域ブランドの確立が図られている。
- 担い手による農地の効率的な利用集積が図られている。
- 環境保全効果の高い営農活動が進められている。

1 生産基盤強化	(1) 計画的な生産基盤整備を進め、規模拡大や老朽化した設備等 への整備を推進します。
	(2) 堆肥などを活用した土づくりを推進し、生産基盤の充実を図
	ります。
	(3) 農村の生活基盤を支える農業水利施設の適切な維持管理を行
	うことで、持続可能な農業経営を支援し、農業の安定化、高収
	益性を高めていきます。
2 経営基盤強化	(1) 農業経営の維持・拡大を図るための資金については、国の制度
	資金を積極的に活用しつつ、関係機関・団体とも連携を図りな
	がら経営支援を推進します。
	(2) 経営の共同化や法人化など、経営体質強化に向けた取組みを
	支援します。
3 技術基盤強化	(1) 労働力不足を補うための、農業の自動化(搾乳ロボット、GP
	Sトラクター等) を推進することで、農業技術の積極的な活用
	を支援します。
	(2) 関係機関・団体と連携し、農業研修などの充実に取り組み、農
	業技術力の向上を支援します。
4 生産の安定化	(1) エゾシカ等の野生動物による農業被害を防ぐための施策を実
	施します。
	(2) 生産拡大を目的として設置された施設等の適切な維持管理を
	進めます。
5 地域作物の推進	(1) 南瓜、スイートコーンの作付を支援し、地元食品加工業の活性
	化と地域特産物の推進を図ります。
	(2) ハッカ・七面鳥など滝上町ならではの農畜産物の振興を図り、
	加工特産品や郷土料理などへの活用を推進します。
	1

(1) コントラクターの作業受託の拡大、飼養管理部門や酪農ヘル
パー制度の充実強化など、労働補完による分業化の体制づく
りを支援します。
(1) 利用者に対し、各関係機関と連携を図りながら情報の収集・提
供などの支援を行います。
(2) 農業者、民間事業者による商品開発への支援を行います。
(3) イベントにおける商品出品など試験研究を行います。
(4) 地場産農畜産物を活用した体験会を開催します。
(1) 関係機関・団体と連携し、就農研修事業や新規就農者・後継者
育成などの取組みを支援し、就労環境の向上を図ります。
(2) 農業系学校との連携による研修生の募集や農業子弟への経営
継承の取組みを支援します。
(1) 町が主体となって関係機関・団体と連携し、幅広く食育・地産
地消を推進するための組織づくりを行います。
(2) 食育と地産地消の普及啓もうに向けた体験会やセミナーなど
を開催します。
(1) 人・農地プランに基づいて、地域農業のあり方、将来像の話し
合いを進め、担い手への農地集積を実現することで、荒廃農地
の発生を防ぐとともに、活力ある農村づくりを進めます。
(1) 農業の持つ循環機能を活かした環境保全型農業を推進しま
す。

第2節 林業

現状と課題

本町の基幹産業である林業・林産業は、戦後植えられた人工林が主伐期を迎え、本格的な利用期を迎えようとしています。今後、増産傾向にある木材の加工処理を地域内で行うためには、製材工場等の規模拡大と、伐採後の植林体制の整備が最も重要な課題となっています。

林業事業者が事業拡大の意欲があっても、伐採や伐採後の植林、保育を行うための担い手が不足する状況のなか、北海道が地域に根差した人材の育成を目的とし 2020 年に開校を目指している「林業大学校」は、地域林業関係者とともに人材育成を図り、地域林産業の担い手の確保が期待されます。

主伐及び間伐時における素材生産の低コスト化と植林作業時の労働力を軽減するためには、高性能林業機械の導入、また育林事業においても生産効率の高いコンテナ苗※等が有効であり、これらを推進していく必要があります。

民有林においては、森林所有者の高齢化による世代交代により、所有者の森林整備の意欲が低下しており、森林組合など関係機関、団体と連携し、森林施業の集約化による森林整備を進める必要があります。また町内の森林資源の大半は高齢級化しており、人工林育成作業や伐採、搬出作業に欠かせない路網の整備を進める必要があります。

木質バイオマスの活用は、林地からの未利用材や製材工場等の製造過程により発生するチップやおが粉等を、木質ボイラー燃料や家畜敷料として活用し、化石燃料の代替エネルギーとすることにより、二酸化炭素の抑制による地球温暖化防止に貢献するとともに、エネルギー資源の地域内循環による地域経済の活性化にもつながるものであることから、今後も利用拡大に向けた取り組みが必要です。

バイオマス産業都市構想※に基づき、バイオマス※を活用したエネルギー等の地域内循環を目指す取組みを推進していきます。

- ※コンテナ苗 ~ コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナで育成される苗であり、①植え穴が小さく、植付け作業が効率的、②活着率や初期成長に優れる、③植栽可能時期が長いという利点が期待されており、造林及び初期保育のコスト減に寄与すると考えられている。
- ※バイオマス産業都市構想 ~ 地域に存在するバイオマス※を原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システム (熱利用・熱電併給等)を構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりをめざす計画。
- **※バイオマス** ~ 家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性 資源。

将来像

- 町内の森林が適正に管理され、高い森林認証率が維持されている。
- 伐採期を迎える人工林資源を活用するための担い手が確保され、林業事業者において充実し、 安定した林業経営が維持されている。
- 林道や林業機械等が整備され林業事業者による効率的な林業経営が維持されている。
- バイオマス産業都市構想が推進され、環境にやさしいまちづくりが行われている。

主な施策

1 林業の活性化	(1) 森林整備の促進と作業の効率化を図るため、森林施業の集約化
	を推進します。
	(2) 素材生産の低コスト化と労働力の軽減のため林業機械の導入
	を支援します。
	(3) 主伐期を迎えた人工林伐採後の植林用の苗を確保するため、採
	種園を活用した生産効率の高いコンテナ苗の増産と植林等に
	対して支援します。
	(4) 森林の育成、伐採、搬出作業に必要な路網を整備します。
	(5) 適正な管理をしている森林を認証する森林認証 (SGEC) ※を
	推進します。
2 林業担い手の確保	(1) 林業の担い手を確保するため、国、道が林業従業者へ行う施策
	やその他担い手確保に必要な情報の提供など、担い手確保のた
	めの支援を行います。
	(2) 林業大学校の教育実習に協力します。
3 森林資源活用	(1) 滝上町バイオマス産業都市構想に基づき、公共施設に主に木質
	バイオマスを燃料とするボイラー等を導入するなど、バイオマ
	スを活用した取組みをバイオマス産業都市構想に基づき実施
	します

※森林認証(SGEC) 〜 独立した第三者の審査機関が一定の基準等を基に適切かつ持続可能 な森林経営が行われていることを証する制度

第3節 観光

現状と課題

昭和32年頃から花と渓谷の町、芝ざくら日本一の町として観光誘客事業を展開し、芝ざくら滝上公園の認知度は高く、芝ざくらと言えば「滝上町」と言われるまでに成長し、町のイメージアップに大きく貢献してきました。

しかし、近年、日本一を自負するも、国内に類似する芝ざくら観光地が増加したことなどにより平成6年の約18万7千人をピークに入込客数が減少し、平成29年は約5万人と大きく落ち込み今後の観光振興策に大きな課題が生じています。

観光入込客数の減少は、芝ざくらの荒廃や類似観光施設の増加などの芝ざくらに起因する内的・外的要因に加え、芝ざくら観光を核として観光の産業化を目指す視点や体験型・着地型などの観光展開の戦略不足、市場調査や観光客の行動特性の把握などのブランディング※、マーケティング※能力の不足などが原因であると考えられます。

観光による産業の振興においては、観光の通年化を図り、商工業、農林業など他の産業への波 及効果を生み出す取組みが必要です。

年間観光入込客の約5割が芝ざくらの時期に集中しており、町内の宿泊施設、飲食店を支え、地域住民の安定的な生活を支えるためには、春の芝ざくらから、釣りやスポーツなどの体験型アクティビティ、地域資源を活用した通年観光をコーディネートできる人材の育成・確保が課題となっています。また、芝ざくら時期の観光入込客数自体は横ばいで、団体客の65%をインバウンド※が占めるなど急増していますが、インバウンド※に対応した地域の経済活動につながる受入人材は育成・確保されていません。インバウンドに対応できる人材の育成により積極的にインバウンドを取り込んでいくことが必要です。

一方、任意団体であった滝上町観光協会は、平成 25 年 3 月に一般社団法人格を取得し、「道の駅 香りの里たきのうえ」の指定管理を実施しており、今後は観光協会を中心に地域の観光と産業の連携により、地域全体で外貨を獲得する稼ぐ力を向上させる体制づくりを進めることが必要です。

滝上町の観光資源等を活かした通年観光誘客促進等のマーケティング戦略の確立に向けた取組みを加速し、観光入込客数の増加、雇用機会の拡充、売上向上を図り、地域全体の付加価値額の増加を目指すことが必要です。

- ※ブランディング ~ 地域資源に付加価値を付けて商品化し価値があると認識させ、市場でのポジショニングを築くマーケティング戦略のこと。
- **※マーケティング** ~ 「何を」「誰に」「どう売るか」など総合的に行う、売れるための仕組み づくりのこと、製品、価格、プロモーション(広告)、流通などの要素が ある。
- **※インバウンド** ~ 外国人が日本を訪れ観光旅行をすること。

将来像

○ マーケティング戦略に基づき持続可能な観光地域経営を目指し稼ぐ観光の体制づくりが図られている。

- 芝ざくら滝上公園等の観光資源が磨き上げられ、観光資源を支える専門職員等の人材育成が 図られている。
- 観光協会を中心に観光 DMO※が形成され、町内全域を一体的な観光地域としたマーケティングやマネジメント等の実施により、地域の稼ぐ力を向上させる体制がつくられている。
- Web マーケティングを中心とした観光資源の効果的なプロモーション※展開が図られている。
- 訪日外国人観光客(インバウンド)の理解促進、情報発信、受入体制の強化が図られている。
 - **※プロモーション** ~ 「もの」を「どう売るか」を実行すること。販売促進。ものを広告から 売るまでの仕組み
 - ※観光 DMO ~ 地域の観光地により多くの人やお金を呼び込むための組織。 飲食、宿 泊、交通などの民間業者や行政機関等が幅広い関係者と連携し、意見の 調整、観光振興のため調査、情報発信、観光客が楽しめるプランの開発 による収益事業などに取り組むこと。

1 観光資源の整備充実	(1) 「芝ざくら滝上公園」の安定的な整備のため、芝ざくらの育苗
	管理育成と園内の整備充実を図ります。
	(2) 「香りの里ハーブガーデン」の和ハッカとミント、ハーブを活
	用した魅せる庭造りの再構築を図ります。
	(3) 「渚滑川」の自然環境に配慮し観光資源(渓谷遊歩道・キャッ
	チアンドリリース)としての整備を図ります。
	(4) その他観光資源を維持するための支援体制の構築を図りま
	す。
2 観光資源の認知度向上	(1) マーケティング戦略に基づき Web を活用した効果的なプロモ
	ーションの展開を図ります。
	(2) 近隣自治体と連携した広域連携によるプロモーションの展開
	を図ります。
	(3) 観光資源を活用した自然体験プログラムの発掘と商品化を図
	ります。
3稼ぐ観光の体制づくり	(1) 観光地経営の専業化と観光振興を図るための新しい組織体制
	の再構築を図ります。
	(2) 農業・林業等の一次産業と連携した新たな商品開発を図りま
	す。
	(3) 地域産品のマーケティングを担う道の駅の経営機能の強化を
	図ります。
	(4) インバウンド受入のための人材育成と受入体制の整備を図り
	ます。

第4節 商工業・雇用

現状と課題

商業を取り巻く環境は、人口減少による市場規模の縮小、近隣商圏への購買力流出などにより、 益々厳しくなっています。

卸売・小売業の事業所数や年間商品販売額は減少傾向にあり、平成21年と平成24年の廃業状況をみると、「卸売業・小売業」が占める事業所数・従業者数の割合が多く商店街の空洞化につながっています。

平成29年には市街中心部に位置するスーパーマーケット「Aコープ滝上店」が撤退・閉店しました。同店の商業圏には、全住民の三分の一が居住しており、少子高齢化の影響から、高齢者が多く、閉店の影響により多くの買い物弱者が生まれることを懸念した町は、商店街の賑わい創出と買い物支援を図るため「まちなかテナント貸店舗」をオープンし、地域における買い物環境の改善を図ったところです。今後更に人口減少が進むことにより、更に撤退・廃業する事業所数が増えると考えられ、高齢化の進む住民生活に大きな影響を与えることが想定されます。

また、人口減少は製造業や他の産業にも同様に大きな影響を与え、景気の低迷による経営不安や設備投資控え、雇用意欲の減少や後継者不足が大きな課題となり厳しい経営判断が迫られています。

また、熟練技術の習得などに時間がかかる業種もあり、町の産業を支える担い手を確保するためには、安定的な産業基盤の確立により、事業所の雇用促進を図ることが必要です。

本町は畑作物や牛乳、畜肉など原材料となる良質の資源があり、また、ハッカなど地域特有の資源を有しています。しかし、地場産品を使った加工品として名物、お土産の選択肢が少ないため、観光土産となる商品開発の促進が必要です。これら地域特産物の安定生産体制の構築を図りながら、大企業の大量生産・大量消費とは一線を画し、ここでしか手に入らない「希少性」や食味・成分が優れている「優位性」をコンセプトに消費者への理解や評価を高めることにより、地域産品のブランド化・高付加価値化に向けた取組みを長期的な視点で展開する必要があります。

将来像

- 補助制度等が事業者に理解され、商工業振興のために有効に活用されている。
- 利用しやすい商店街が形成されている。
- 商工業において担い手が確保され安定的な雇用により産業が維持されている。
- 地場産品を活用した、特産品開発の取組みがされている。
- 地場産品の付加価値を高める取組みが継続的に行われている。

1	経営基盤の強化	(1)	国や道等の財源を確保しながら金融支援、設備投資支援、雇用
			促進支援を図ります。
2	人が集まる商店街づく	(1)	商工会の専門性を強化するための支援を図り、商店街の活性
	Ŋ		化を図ります。
3	地場産業の開発	(1)	農産品加工研究センターの活用を促進し、地場産品開発を推
			進します。
4	産業を支える雇用環境	(1)	国や道などの各種事業を活用し、地域の産業を支える人材の
	の充実		育成と定住促進を図ります。

第2章 保健・医療・福祉 『地域と支える子育て・健康・福祉』

第1節 保健・医療

現状と課題

滝上町の平均寿命は男性が 80.4 歳、女性が 86.7 歳であるのに対し、医療や介護サービスを必要とせずに生活できる健康寿命※は男性が 65.5 歳、女性が 66.5 歳と、平均寿命とは 15 年から 20 年の差があります。健康寿命を延伸し、生涯を健康にいきいきと過ごすことができるよう、住民一人ひとりが健康づくりの必要性を理解し、主体的に取り組むことができるよう支援することが重要です。

町では、疾病等を早期に発見するため、「町民ミニドック」や「がん検診」を実施し、健診結果 をもとに保健指導を行っています。個人が健診結果に基づき生活習慣を見直すことは、元気に長 生きすることにもつながることから、受診率の向上に向けた取組みを進めていく必要があります。

住民に身近な一次医療を担う国保病院は、医療サービスのほか施設介護サービスにも携わっており、高齢化が進む本町にとって重要な役割を担っていますが、人口減少による受診者の減少や医療収益の減少など、経営状態に課題があるのが現状です。また施設も老朽化し、改築期を迎えており、今後も持続して医療サービスを提供するためには、病院形態のあり方について方向性を示さなければなりません。広域紋別病院をはじめ、近隣市町村の二次救急医療機関との連携を図り、住民が必要とする医療体制を確保し、また救急医療体制についても、消防、ドクターへリ※、救急医療機関との連携のもと確保していく必要があります。

※健康寿命 ~ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※**ドクターへリ** ~ 救命救急の資機材を装備したヘリコプターに、救急医療の専門医(フライトドクター)と看護師(フライトナース)が同乗して救急現場へ向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間、救急患者に救命医療を行うことができる、救急医療専用のヘリコプター。本町エリアの基地病院は旭川赤十字病院となっている。(道北ドクターヘリ)

将来像

- 住民一人ひとりが支え合い、健康でいきいきとした生活を送ることができる。
- 住民主体で健康づくりに取り組む意識が高まっている。
- 感染症を予防するために、必要とする予防接種や検診を受けることができる。
- 住み慣れたまちで、安心して適切な医療を受けることができる。

1 疾病予防	(1) 各健(検)診体制(特定健診、がん検診、骨粗鬆症検診、頭の
	検診) や保健指導などの相談体制の充実を図り、住民が自分自
	身の健康を管理しやすい環境づくりを推進します。

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健・医療・福祉

	(2) 生活習慣病の早期発見のための各種健診を継続し、受診率向
	上に努めます。
	(3) 生活改善が必要な方が保健指導を受けやすいような体制づく
	りに努めます。
	(4) 健康寿命の延伸を目指し、介護保険事業計画に基づき、介護予
	防事業の推進に取り組みます。
	(5) 精神保健に関する正しい知識や理解についての普及啓発と
	様々な年齢を対象としたメンタルヘルス※対策や自殺予防の
	ための取組みを関係機関と連携して推進します。
2 健康増進	(1) 健康の保持・増進に向け、生活習慣病等の予防について学び、
	体験する機会を提供します。
	(2) 住民自らが健康づくりを積極的に行うことができるよう、健
	康づくり活動のリーダーとして積極的に研修会や保健事業に
	参加しているボランティアグループとの連携を推進し、活動
	を支援します。
3 感染症対策	(1) 適切な時期に正しく予防接種が受けられるよう、接種勧奨や
	保健指導を継続します。
	(2) 感染の早期発見のため、結核検診・エキノコックス症検診事業
	の実施を継続するとともに、感染予防のため、正しい知識の普
	及啓発に取り組みます。
	(3) 肝炎ウイルス検診未受診者への無料検診を継続するととも
	に、受診勧奨を継続します。
4 国保病院	(1) 国保病院の医療体制を確保するとともに、経営改善を図るた
	め規模の見直しを行います。また、老朽化した病院の建て替え
	を検討します。
5 二次医療の確保	(1) 広域紋別病院をはじめ二次医療機関との連携を図り、住民が
	安心できる医療体制を確保します。
6 救急医療	(1) 消防、救急医療機関、ドクターヘリ等と連携し、緊急時に安心
	できる医療体制を確保します。

※メンタルヘルス ~ 心の健康、精神衛生のこと。

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健•医療•福祉

第2節 社会保障

現状と課題

社会保障制度は、病気、ケガや介護などが必要となった際に、安定した生活が送れるよう相互 に連帯して支え合う制度です。私たちの生活を守るセーフティネットの役割を果たしており、制 度を安定的に運営することが必要です。

国民健康保険を将来にわたって持続可能な制度とするため、財政運営の単位を市町村単位から 都道府県単位とする制度改正が平成30年度に行われ、北海道が道内統一の方式で算定した保険料 を各市町村が納める「国民健康保険事業費納付金」制度が導入されました。

また、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度は道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者広域連合が運営主体となって事業を運営しています。

それぞれの制度を安定的に運営してくために、医療費適正化のための取組みを行っていく必要があります。

介護保険は滝上町が保険者となって運営していますが、年々介護給付費が増加しており、3年 毎に行われる保険料改定では、引き上げを余儀なくされています。

介護予防事業に加え地域や高齢者同士が助け合う仕組みづくりを推進し、介護給付費の縮減を 図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる体制をつくっていく必要があ ります。

子ども、ひとり親、重度心身障がい者を対象として、医療費の自己負担分を補助する医療給付 事業は、社会的弱者や子育て時期の負担を軽減するために、今後も継続して実施していく必要が あります。

将来像

- 医療保険制度による適切な保険医療が受けられている。
- 健康保険被保険者それぞれが、健診等により自ら健康管理に努め、健康な生活を送ることができている。
- 医療費適正化の取組みがされている。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために必要な生活支援・介護予防サービスが提供されている。
- 社会的弱者や子育て世帯が安心して医療を受けられる環境が維持されている。

主な施策

1 国民健康保険·後期高 齢者医療制度 (1) 国民健康保険については、既存保健事業等を継続するとともに、医療費適正化への取り組みが評価され交付金に影響されることとなる保険者努力支援制度の評価項目を中心とした新規事業を実施します。

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健•医療•福祉

2)生活習慣病の予防に向けて、特定健康診査※及び特定保健指
導※の展開により受診する機会の確保に努めます。
3) 歯科疾患(病)検診・糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むと
ともに、個人へのインセンティブ提供※・データヘルス計画※
を策定し、適正受診・適正服薬を促す取組みや給付の適正化の
取組みを進めていきます。
1)保健・医療・福祉施設・包括支援センター等と連携し、適切な
介護サービスと介護力の確保に努めます。
2) 必要とされる介護サービスの提供とともに、地域住民が共に
支え合う生活支援体制整備事業※の取組みを進めていきま
す。
3) 地域の特性を活かした介護予防事業を展開するため、自主組
織化や委託など実施形態を検討し、行政のスリム化、安定した
事業運営を行います。
1)疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上に資すると
ともに福祉の増進を図るための事業を継続していきます。
(

※特定健康診査

- ~ メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。
- ※特定保健指導
- ~ 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習 慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対する、 生活習慣を見直すサポートのこと。

※インセンティブ提供 ~ 個人の健康づくりに向けた意識を喚起し、第一歩を踏む出すきっか けづくりとなるようインセンティブ(例:表彰、ポイント、健康グッ ズ、地域商品券など)を提供すること。

※データヘルス計画

~ 電子化されたレセプト(診療報酬 〈医療費〉明細請求書) データや 検診データの分析に基づき、保健事業を効果的、効率的に実施するた めの事業計画

※生活支援体制整備 ~ 高齢者の介護予防や社会参加を目的に、地域の多様な主体が一体と なって支え合う体制づくりを行う。

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健・医療・福祉

第3節 福祉

現状と課題

少子高齢化の進行にともない、これまで町内で地域福祉を担ってきた機関や各種団体において 職員の確保ができずその活動規模を縮小せざるを得ない状況にあります。今後は更に高齢化率が 増加することが予想され、地域福祉を支える担い手不足が深刻化することが懸念されています。

特定の機関や人が地域福祉を支えるのではなく、すべての住民が主体的に共助し合いながら、 地域福祉機能を維持する仕組みをつくる必要があります。

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、活躍できる取組みを推進するとともに、趣味やスポーツ、生涯学習活動など交流の機会をつくることや、運動や健康づくり事業を推進し、高齢者が生きがいを持って元気に暮らしていけるようにしなければなりません。

歳をとっても、自立して住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の中での見守り体制を 整備していくとともに、行政、医療、介護が連携した支援を実施していくことも必要です。

また、障がい者福祉対策にあっては、障害者総合支援法の基本理念に即し、障がいの有無や障がいの種別に関わらず、互いに尊重し合いながら共生し、自立して安心して暮らせる地域づくりが求められています。

生活困窮者支援については、関係機関と連携し、その人の状況に合った支援を講じるとともに、 民生委員との連携により生活困窮者の早期発見、早期支援に取り組む体制を構築していかなけれ ばなりません。

限られた地域資源を活用し、互いを尊重し共生できる地域づくりを目指していく必要があります。

将来像

- 住民が主体的に共助し、年齢に関わらず地域で安心して生活ができる。
- 高齢者が生きがいを持っていきいきと活躍できている。
- 高齢者の健康状態に応じて、必要とする在宅又は施設サービスが受けられる体制が確保されている。
- 障がい者が自立し安心して生きがいのある生活ができている。
- 支援が必要な方に適切で適正な支援が施されている。

1 地域福祉の体制強化	(1)	年齢を問わず住民同士が互いに助け合う、共助する地域づく
		り(地域包括ケアシステム※)を推進します。
	(2)	ボランティア活動を推進し、団体の育成と支援を行います。
	(3)	認知症初期集中支援チーム※により、認知症における症状の
		早期診断と介護者に対し相談・助言による支援を行います。
	(4)	地域包括支援センターは、高齢者やその家族等が住み慣れた

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健•医療•福祉

	地域で安心して過ごすことができるよう、必要な助言・支援を
	行います。
	(5) 関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見、早期支援
	に努めます。
2 福祉人材確保	(1) 各福祉施設やホームヘルプサービスセンター等の福祉事業所
	における担い手不足を解消するため、修学支援事業に対する
	支援を行います。
3 高齢者在宅福祉	(1) 疾病予防や要介護状態予防のための情報提供と生活改善につ
	いて相談支援を充実させます。
	(2) 高齢者がより長く在宅生活を継続できるように、ホームヘル
	プサービス等の在宅サービスの充実を図ります。
	(3) 交通安全、特殊詐欺※、消費者問題等の日常生活に潜むリスク
	軽減を図る啓発活動を行います。
4 高齢者生きがい対策	(1) 知識や経験を活かし、社会に貢献することで生きがいを持っ
	て生活できる機会の拡充を図ります。
5 高齢者・障がい者施設	(1) 福祉施設・設備の充実を支援します。
サービス	
6 障がい者自立支援	(1) 障がい者等が安心して生活できるように、障がいの理解促進
	について啓発します。また、障がいの有無や障がいの種別に関
	わらず、互いに尊重し合いながら共生できる体制・環境づくり
	を検討します。
	(2) 障がい者が社会参加できる機会を作るとともに、障がい者の
	就労体制づくりについて検討します。
7 障がい福祉サービス	(1) 適正な障がい者福祉サービスを提供するとともに、障がい者
	が安心して日頃の悩みなどを相談することができる相談支援
	機能を強化します。

※地域包括ケアシステム

~ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮ら しを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・ 予防・生活支援が提供されるシステム、地域の自主性や主体性に基 づき地域の特性に応じて作り上げていくもの。

※認知症初期集中支援チーム ~ 複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族 を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・ 評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的 に行い、自立生活のサポートを行う。

※特殊詐欺

~ 振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺 及び還付金等詐欺の4類型)とそれ以外の振り込め類似詐欺を言 う。

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健•医療•福祉

第4節 子育て

現状と課題

安心して子どもを生み育てることができる環境をつくることは、地域の責務であり、将来に夢 や希望が持てるよう、地域ぐるみで子育てを支援する仕組みをつくっていく必要があります。

本町においては、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つこども園を開設し、待機児童ゼロの 状態にあり、子育てしながら働き続けられる環境が維持されています。

さらに、子育てに対する充実した経済支援などを行っており、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいるところですが、すべての世代に影響を与える少子化や人口減少が進むなか、多様化した個別ニーズに対応した支援を行っていく必要があります。また、子どものやせや肥満、夜型の生活リズムなど、子どもの健康づくりが課題となっています。

現在、こども園に併設されている「子育て支援室」は、子育てに関する情報発信や母親たちの情報交換の場となっています。今後は、発達支援、食育、家庭教育機能や町外からの転入者等と地域住民の交流の場としての機能を更に充実させていく必要があります。

乳幼児期及び思春期の生活習慣は、その後のライフステージにおける健康づくりの基礎となることから、保護者をはじめとする大人や子ども自身が、体と心の健康について正しい知識を持ち、妊娠期・乳幼児期から健康づくりに取り組むことが大切です。保護者が子どもの年齢や発達段階に合わせ、子育ですることができるよう、相談体制の充実を図り、本町で育つすべての子どもが、のびのびと健やかに成長し、夢を持つ魅力あふれる大人となるよう、母子保健対策を推進する必要があります。

一方、出産は、西紋別圏域において安定した周産期医療※の確保が難しく、出産の条件に制限があることに加え、町内に小児科がなく出産や小児医療に不安があることから、国保病院と専門医療機関との連携により、安心して医療が受けられる体制づくりを図っていく必要があります。

また、最近では、児童虐待などが社会問題として認識されており、関係機関と連携した相談・ 支援体制の強化を図っていく必要があります。

現在、こども園の窓口は教育委員会、その他子育てに関する窓口は、保健福祉課が行っていますが、保護者が利用しやすいよう妊娠期から子育て期にわたる子育てに関する相談・支援を総合的にワンストップで行うことができるよう体制の整備が必要です。

※**周産期医療** ~ 周産期(妊娠満 22 週から生後満 7 日未満)とその前後の期間の母体・胎 児・新生児に生じがちな突発的事態に対応するための医療

将来像

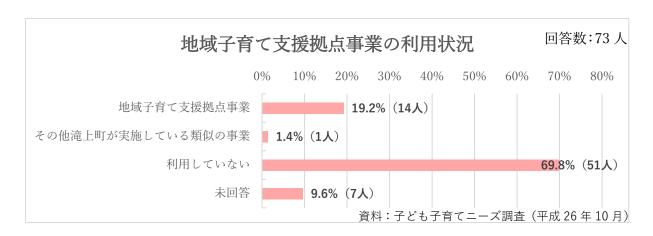
- 出生から成人までの一貫した子育て支援施策により、安心して子育てできる環境が構築されている。
- 地域ぐるみで安心して子どもを育てるための環境が構築されている。
- 子育てしながら安心して働き続けられる環境が維持されている。
- 子どもの発達に応じた質の高い保育が提供されている。
- 子育て支援室が、家庭教育などの情報発信の場、子育て世帯と地域住民が交流する場として機能している。
- 利用者のニーズに合った保育サービス体制が確保されている。

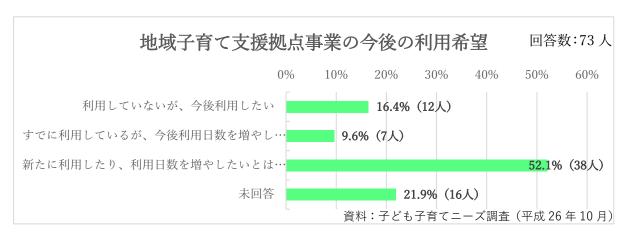
- 発達障がいや児童虐待などの状態が早期に発見され関係機関と連携した対策や支援が行われている。
- 子育てに関する窓口が一元化され、保護者が相談しやすい環境がつくられている。

1 妊娠出産の支援	(1) 健康に妊娠期を過ごすことができるよう、妊婦健康診査の実
	施を継続します。
	(2) 妊婦情報登録制度により、消防とかかりつけ医の情報を共有
	することにより、緊急時の迅速な対応と妊婦の不安を緩和し
	ます。
	(3) 出産準備金を支給し、出産に係る経済的負担の軽減を図り、出
	産を応援します。
	(4) 不妊治療費助成により、赤ちゃんを授かりたいと願う方の経
	済的負担を軽減し、妊娠・出産を応援します。
2 発育発達	(1) 生後 28 日以内の母子を対象に、保健師と栄養士による健康や
	発育の自宅相談サービスを実施します。
	(2) 子どもが健やかに育ち、保護者の方が安心して子育てするこ
	とができるよう、健康診査や保健指導を行います。また、子ど
	もの年齢や発育発達に合わせた子育てや親子の関係性を育む
	親子遊びを紹介します。
	(3) 適切な時期に正しく予防接種が受けられるよう、接種勧奨や
	保健指導を継続します。
	(4) 食育計画に基づき、離乳食教室やおやつ教室を開催し、健康づ
	くりの基礎となる「食」の発達について、サポートします。
	(5) 子どもの健やかな成長発達に必要な「体」、「心」、「食」に関す
	る様々な学習会を開催し、子育てを応援します。
	(6) 9か月・1歳半・3歳児に成長に応じた絵本を手渡す、ブック
	スタート事業やボランティアによる本の読み聞かせなど本に
	親しむ機会をつくります。
	(7) 地域の資源(自然、地域の施設、人材等)を活かした体力づく
	りを行っていきます。
	(8) 幼少期から学齢期の適正な発達支援強化を図ります。
3 保育サービス	(1) 子育て世帯のニーズに合った保育サービスを実施します。
(こども園)	(2) 地域の人たちとのふれあいの機会をつくり、地域ぐるみで子
	育てできる環境を構築します。
	(3) 園の様子を情報発信し、子育ての楽しさを共有しながら、家庭
	教育の大切さを伝えていきます。

Ⅲ 前期基本計画 第2章 保健•医療•福祉

4 子育て支援	(1) 乳幼児期及び入学を迎える児童の保護者に対し、「子育て応援
	金」を支給し、経済的負担を緩和し、児童の健全な育成を支援
	します。
	(2) 保育料を軽減し、子どもを産み育てやすいようにします。
	(3) 18 歳までの子どもの医療費を無料化します。
	(4) 乳幼児の交通安全対策のため法律で定められているチャイル
	ドシートを無料で貸し出します。
	(5) 「子育て支援室」を子育てに関する情報発信や育児相談、子育
	て世帯の親や子どもたちの交流の場として更に機能を充実さ
	せます。
5 児童虐待	(1) 地域や行政組織内の連携により、児童虐待の早期発見と相談
	支援体制を強化します。
6 子育て窓口のワンスト	(1) 子育てに関する窓口を一元化し、情報提供や相談支援がワン
ップ化	ストップで行うことができる体制を整備します。





第3章 生活基盤 『快適で安全安心な暮らし』

第1節 住宅環境

現状と課題

公営住宅は、老朽化に対応するため、住宅の長寿命化のための修繕と建て替えを進めていくと ともに、安全で安心な暮らしを支える住まいや地域の実現のため、増加・多様化する社会的弱者 や住宅困窮者に対応するセーフティネットの役割を果たしています。

急激な人口減少や少子高齢化などの影響による住宅地における地域コミュニティの衰退などの 課題に、住宅・住まいを核とした関連施策・取組みの連携・協働によりきめ細やかに対応するこ とが必要です。

また、民間住宅としては、新築住宅建設や中古住宅・宅地の流動化を促進することにより、安全で質の高い住宅ストックの形成が求められます。

景観においては、芝ざくらを中心とした「花」とその統一的な色彩を用いた景観のデザインにより、住民が愛着を感じる景観形成に取り組む必要があります。

危険廃屋が撤去され、建物の色彩が統一された色合いになる、景観を意識したまちづくりを今後も進めていく必要があります。

将来像

- 公営住宅の計画的な整備と、持ち家促進施策により、持続可能な住環境の維持・向上が図られている。
- 芝ざくらをはじめとした「花」に関心を高める住民の割合が増え、花を活用した景観形成と環境美化が進展している。
- 建物の色彩統一が町の「フレーム」となった景観が形成されている。

1 公営住宅	(1) 「公営住宅等長寿命化計画」※に基づく計画的な建て替え事	
	業や改善事業を引き続き進め、ユニバーサルデザインを取り	
	入れた安全で安心な暮らしの創造を進めます。	
	(2) 若年単身者世帯や中堅所得者世帯、転入者の需要などに応じ	
	たきめ細やかな対応策(入居要件の見直しなど)を検討しま	
	す。	
2 持ち家対策	(1) 新築住宅の森林認証材利用促進支援や中古住宅の購入、改修	
	に対する支援事業などを推進し、定住を促進します。	
3 景観保全	(1) 芝ざくら等の「花」を活用した取組みの理解促進と推進を図り	
	ます。	
	(2) 建物の色彩統一や危険廃屋の撤去などについて、行政、町民、	
	地域の相互協力により取組みを進めます。	

- ※**公営住宅等長寿命化計画** ~ 公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(生涯費用)の縮減を目指すため、定期的な点検やその結果を踏まえた早期の修繕、計画的な修繕による予防保全的管理などを行うための計画
- ※ユニバーサルデザイン ~ 年齢、性別、国籍、言語、文化、知識、障がい、身体的状況に関わらず、誰もが利用しやすいように考えられた設計のこと。又はその概念。

第2節 道路交通網・河川

現状と課題

広域的見地から、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の早期完成への要望を行ってきておりますが、経済・流通・産業振興に加え災害時における交通網確保の観点からも早期完成が望まれます。

本町を走る、国道 273 号線については、旭川、札幌を結ぶ重要な幹線道路であり、買い物などの利便性や医療の確保、観光振興においても重要な路線です。また道道も、地域の利便性を確保する重要な路線です。曲部解消、歩行者対策、安全対策、維持補修、除草等管理対策のほか、非常時の連絡手段の確保対策等の要望活動を継続していく必要があります。

町が管理する町道、橋梁は老朽化が進んでいることから、維持管理は損傷が顕著化した時点で 状況に応じた修繕を行う事後保全型から損傷が小さいうちに計画的に修繕を行う予防保全型に転 換してきています。予防保全を目的として町道舗装修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを 行い適切な維持管理を実施していきます。

冬期間の除雪については、近年の気象変化は著しく、冬期の暴風雪等による交通環境は厳しい 状況であり、さらに除雪に係る担い手が不足し人員確保が難しい状況にありますが、町除排雪実 施計画に基づき、直営又は委託により適切な冬期交通確保に努めていくとともに、関係機関との 連携を図り、スムーズな除雪体制を構築する必要があります。また、大型除雪機械については、 老朽化等により、計画的に更新する必要があります。

河川においては、近年の気象変化は著しく、局地的豪雨(ゲリラ豪雨)は増加傾向にあります。 この異常な気象現象により、町内の河川においては異常出水のため護岸の決壊や浸水等の被害が あります。このことから、河川災害予防保全を目的とした適正な河川維持を実施する必要があり ます。

高齢者が増加し、商店が減少しているなか、住民の安全な交通手段を確保するための公共交通 の確保は重要な課題です。必要に応じたバス路線の見直しと、バス路線区域外においてはハイヤ ーの安定的な運行の確保が必要です。

将来像

- 住民が不自由をしないよう、道路網が整備され適切な管理がされている。
- 冬期においては、きめ細かな除雪体制が維持され、交通が確保されている。
- 大雨等による河川氾濫が発生しないよう安全対策がされている。
- 住民ニーズに合ったバス路線やハイヤーなどの公共交通が確保されている。

1 道路	(1)	高規格幹線道路旭川紋別自動車道の早期完成、国道、道道など
		の曲部解消、適切な維持管理、安全対策等について関係機関に
		要望を継続して行っていきます。

	(2) 長期的な計画に基づき、予防保全に努め、維持管理経費縮減を
	目指します。
	(2) 適切な除雪を実施し冬期交通確保に努めます。
	(3) 大型除雪機械については、計画的に更新を実施し、冬期の交通
	確保に努めます。
2 河川	(1) 長期的な計画により、河川氾濫を事前に防ぐための対策を行
	います。
3 公共交通	(1) バス路線について、住民のニーズに合った運行経路を確保し
	ます。
	(2) バス路線の確保のための支援を行います。
	(3) ハイヤー運行(夜間運行含む)への支援を行います。

第3節 公園

現状と課題

公園は、人々の憩いや交流の場、子どもの遊び場であるほか、イベント会場や災害時の一時避 難場所といった機能を有しています。

定期的に施設の点検及び修繕を行っているところですが、子どもたちが安心して遊べる場所を 確保する意味からも、安全対策の強化、補修、更新を計画的に実施していく必要があります。

時代とともにニーズも変わっていくことから、住民の声を聞きながら進めていく必要があります。

将来像

○ 遊具等については、必要な修繕や更新が行われ、子どもなどが安心して公園を使うことができる。

1 公園	(1) 定期的な遊具等の点検を実施し、不具合箇所は、修繕、更新	を
	実施します。	
	② 公園の使用実態を踏まえた公園のあり方、設置・整備につい	て
	検討・実施します。	

第4節 上下水道

現状と課題

上水道においては、市街地区では、簡易水道として給水しており、普及率は83.8%(平成29年度末現在)です。昭和37年度に給水を開始しており、50年以上経過し、施設も老朽化しています。

近年は気象変化が著しく、局地的豪雨(ゲリラ豪雨)は増加傾向にあり、また気温の変化も激しい状況にあることから水源となる河川の高濁度、高色度により水質基準を満たす安全な生活用水の供給に苦慮している状況です。このため、高濁度、高色度に対応し得る浄水場の更新を実施しています。また、定期的な水質検査を実施し、安全で良質な水の安定供給に努めています。

導水管及び配水管については一部更新をしてきましたが、老朽化が進んでおり、毎年漏水調査を実施し、不良箇所については修理更新を行っていますが、引き続き調査及び修理等を実施していく必要があります。

水道普及率の向上に努めるとともに、今後は、人口減少にともない使用料収入の減収が見込まれることから、水道料金の適切な利用者負担について住民の理解を求めながら進めていく必要があります。

また農村地区においては、雑用水施設により水道法に準じた検査を実施し、給水を実施しています。

滝上町においては、良質な水源があることから、生物の力を利用してろ過する緩速ろ過方式※ としているところであり、滝上町の良さでもある、おいしい水道水を今後も供給していきます。

下水道においては、平成7年度に事業着手し、平成12年度から供用を開始しています。区域面 積は185.5haで、普及率(区域内水洗化率)は87.3%(平成29年度末現在)となっています。

下水道は、住民の清潔で快適な生活を支える重要な施設であり、衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境を保全するために欠かせない基盤となっています。下水道区域内については、ほぼ整備を終えています。

「下水道ストックマネジメント基本計画」※に基づき維持管理・施設整備を実施し、施設の長寿命化を図っていくとともに、住民の環境保全への関心を高め、接続率の向上に向けた取組みを行っていく必要があります。

今後は、人口減少により使用料収入の減収が見込まれることから、下水道料金の適切な利用者 負担について住民の理解を求めながら進めていく必要があります。

- ※**緩速ろ過方式** ~ 細かな砂の層にゆっくりとした速さで水を通し、砂層に存在する微生物の 分解作用によって水の中の浮遊物などを取り除き細菌や嫌な臭いなども一 緒に除去するもの。薬品を使わず、おいしい水をつくることができる。
- ※下水道ストックマネジメント基本計画 ~ 中長期的に優先順位を付けた施設の改修により、事業費を削減することを目的に、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的効率的に管理するための計画。

将来像

- 水質管理が徹底され、安全・安心で、おいしい水道水が提供されている。
- 水道施設の適正な維持管理が行われている。
- 健全な水道事業経営が維持されている。
- 下水道が普及し、衛生的で快適な生活環境が整備されている。
- 下水道施設の適正な維持管理が行われている。
- 健全な下水道事業経営が維持されている。

1 上下水道	(1) 高濁度・高色度に対応し得る浄水場に更新します。
	(2) 水質基準を満たすため、原水及び浄水の水質検査を実施しま
	す。
	(3) 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道施設
	の計画的な調査と整備を進めます。
	(4) 上下水道料金に関する適切な利用者負担への理解に努め、上
	下水道事業の健全化を図ります。

第5節 環境衛生

現状と課題

町では、一般廃棄物については、収集業務と受け入れを行い、平成 25 年 4 月からは西紋別地区 環境衛生施設組合で焼却による処理を共同で行っています。

不燃ごみと粗大ごみの一部は、引き続き滝上町クリーンセンターの最終処分場で処理を行っています。浸出水処理については、引き続き適切な管理が必要です。

有害駆除等で発生するシカ等の処理をするための残滓施設※についても、引き続き維持管理を 行っていく必要があります。

一般廃棄物の処理については、有料化などにより減量化を進めてきましたが、更に減量化に向けた取組みが必要です。一方、ごみの有料化はごみの不法投棄にもつながることから、不法投棄をさせない取組みが必要です。

ビン、缶、ペットボトル等の処理については、紋別市リサイクルセンターに委託しています。 快適な衛生環境を維持するためには住民それぞれが環境意識を持って取り組んでいくことが重要です。ごみ等の廃棄物が適切に処理され、分別の推進等によりごみの減量化が図られるよう啓発をより一層推進し、循環型社会の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

し尿処理は、西紋5市町村で組織する西紋別地区環境衛生施設組合で実施しておりますが、施設の老朽化により新たな枠組みで施設を整備することが決まっています。滝上町のし尿については、紋別市の施設において受け入れが可能であるとのことから、紋別市での共同処理が決まっており、現在施設の整備に向けた取組みが進められています。

下水道区域外においても快適な生活環境の確保をするため、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

地域における健康で快適な生活環境を守るため、騒音、悪臭、水質汚濁などの公害は、関係機 関と協力しながら、対応していく必要があります。

たきのうえ霊園については、平成 15 年度に増設しています。管理者の転出にともない、墓が管理されない事例が多くなっており、環境整備などの対策が必要です。火葬場については、平成 18 年度に整備していますが、火葬炉等の整備を計画的に行う必要があります。

※残滓施設 ~ エゾシカ等の動物を菌床(微生物)の力で分解処理する施設

将来像

- ごみ等の廃棄物が適切に分別・処理が行われ、ごみの減量化、再資源化が図られ、循環型社会が推進されている。
- し尿処理業者による回収、適切な処理体制が確保されている。
- 下水道区域外において、合併処理浄化槽の設置が促進されている。
- 住民、関係機関との協力のもと、公害が未然に防がれ、安全で快適な環境が維持されている。
- 霊園及び火葬場が住民との協力のもと適切に維持管理され、いつでも安心して利用できる状況にある。

4 8 1/		
1 ごみ・廃棄物	(1) 西紋別地区環境衛生施設組合による共同処理により効率的な	
	ごみ処理体制を継続します。	
	(2) クリーンセンターによるごみの収集及び受け入れ、有害駆除	
	等で発生する動物等の処理を行い、適正な廃棄物の処理に努	
	めます。	
	(3) 適切なごみ処理方法、ごみの減量化やリサイクルの推進など	
	について周知徹底を図ります。	
2 し尿処理	(1) 近隣市町村と連携を図り、共同処理を実施し、し尿処理の適正	
	化に努めます	
3 合併浄化槽	(1) 水質汚濁防止、生活環境の改善のため、合併処理浄化槽の設置	
	を促進します。	
4 公害防止	(1) 住民、関係機関と連携し、公害の未然防止、安全で快適な環境	
	の維持に努めます。	
5 霊園・火葬場	(1) 施設の適切な維持管理に努めます。	
	(2) 施設の長期間使用のために必要な維持補修を計画的に行いま	
	す。	

第6節 消防・防災

現状と課題

滝上町は昭和 29 年の「洞爺丸台風」※以来大きな自然災害はなく、除雪体制の整備や送電線の整備により、大雪災害や大規模停電は減少していますが、全国的に地震や豪雨等による大災害が頻発し、本町においても、今後こうした災害の可能性が懸念されます。

現在、西紋別地区1市3町1村による紋別地区消防組合に属し、広域での消防体制が図られています。

消防団は、3分団で構成され、概ね定数は確保されていますが、高齢化による減少や被用者団員の割合の増加により、日中の消防体制に不安があります。近年は災害時等における地域防災の中核的役割が期待されています。

消防庁舎は、老朽化し、大地震時の防災体制の確保に不安があります。消防自動車については、 老朽化した車両の更新に努めてきましたが、全体的に年数が経過しており、修理等により機能を 維持しています。庁舎の改築、消防自動車の更新が今後必要となるほか、災害等に対応できる装 備の充実を図る必要があります。

火災予防活動においては、防火対象物※・危険物施設※や一般住宅立ち入り検査等を実施し、 防火啓発及び適正な施設管理の指導を行っており、今後も継続した指導が必要です。

救急体制においては、救急出動件数は横ばいですが、近年は、専門診療科のある旭川市への転 院転送件数が増加しています。救急体制を維持していくためには、組織体制の充実と研修による 救急救命士の資質向上を継続的に行っていく必要があります。

自然災害について、近年、気象の変化が著しく大雨等による大きな災害が発生する可能性があります。滝上町においては、市街地区の一部が土砂災害警戒区域※に指定されており、特に注意が必要です。今後は更に住民、関係機関と一体となり、啓発活動及び防災訓練等による意識啓発を行い、防災体制や防災機能の強化を図るため、地域防災計画※に基づき、防災体制の確保に努める必要があります。また災害発生時には、正確で最新の情報を住民に伝えることが、不安を解消する有効な方法であり、様々な情報伝達手段を活用した迅速な災害情報の収集・発信、防災資機材及び非常食の計画的な整備に努める必要があります。

近年では、災害が大規模化している状況があり、行政等において充分な対応ができないことが 想定されます。日頃から地域住民が情報を共有し助け合える体制を構築していく必要があります。

災害発生時には、行政が救助・支援を行う「公助」だけに頼らず、住民自らが、地域の避難所や 危険箇所を把握し非常時持出品などを準備し自らを守る「自助」や、避難困難者などの地域の情 報を把握し、地域が共に助け合う「共助」への意識付けが必要であり、それらにつながる体制の 整備を図っていかなければなりません。

※洞爺丸台風 ~ 昭和 29 年 9 月に発生した台風 15 号、北海道に特に大きな被害をもたらした。乗客乗員 1139 名が死亡した青函連絡船「洞爺丸」に由来する。滝上町においては、国有林を中心に甚大な風倒被害を受け、風倒木の処理事業は、滝上町の林業や木材加工業を大きく発展させ、町に繁栄をもたらした歴史がある。

※防火対象物 ~ 不特定多数の人が使用する施設で、消防法で定められたもの、その用途や規模に応じて火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防炎物

品の使用などが義務付けられている。

- ※**危険物施設** ~ 危険物を製造又は貯蔵、取り扱う施設で、「製造所」「貯蔵所(指定数量以上 の危険物を貯蔵、取扱を行う屋外、屋内、地下タンクなど)」「取扱所(ガソリ ンスタンドなど)」の3つに分類される。
- **※土砂災害警戒区域** ~ 崖崩れや土石流などの土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのあると認められる土地の区域。
- ※**地域防災計画** ~ 災害対策基本法に基づき各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、 防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

将来像

- 消防、救急体制が整備され、安心して暮らせる。
- 消防団が強化され、火災や災害時に中核的な役割を果たし、住民の財産や生命が守られている。
- 緊急時における、防災資機材、非常食、マニュアル等が整備されている。
- 緊急時の避難所が確保され、避難場所が住民に理解されている。
- 地域において緊急時の連絡体制及び避難体制が整備され、住民それぞれに自ら災害にあわないような対応方法が意識付けられており、また住民同士で協力して避難できる仕組みが確立されている。

1 消防・救急	(1)	必要な職員数を確保し、研修、訓練を実施し、緊急時の出動態
		勢を確保します。
	(2)	消防団員を確保し、装備を充実させ、火災、災害に対応するた
		めの訓練を行います。
	(3)	消防自動車、高規格救急自動車、救急資機材等を整備及び更新
		し、災害時等に対応できる適正な施設整備を図ります。
	(4)	施設立ち入り検査等を実施し、防火防災指導を行い、防火意識
		の高揚と危機管理について啓発を行います。
	(5)	救急救命等研修を実施し、救急救命法の普及を図ります。
2 防災・減災	(1)	滝上町地域防災計画を法改正に合わせて適宜見直すととも
		に、緊急時の行動計画マニュアル等を整備します。
	(2)	緊急時における全住民に対する効果的な連絡システムを検討
		します。
	(3)	緊急時の対応について住民の理解を深めるための啓発活動と
		防災訓練を実施します。
	(4)	緊急時の避難場所を確保し、住民に避難場所がわかるように
		するともに、地域による避難行動の仕組みを整備します。

(5)	防災資機材及び非常食を計画的に整備し、	充分な確保に努め
	ます。	

- (6) 住民の人命に関わる情報を迅速に発信し、住民の災害に対す る危機意識を高めます。
- (7) 「避難行動要支援名簿」※を活用し、福祉部局と連携し、住民 助け合いによる地域防災体制の整備を推進します。

※避難行動要支援名簿 ~ 災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、 障がい者等の名簿。災害対策基本法により市区町村に作成が義務付け られた。本人の同意により平常時にも、町内会、福祉関係者、消防等 へ提供し情報共有が可能。

第7節 交通安全・防犯

現状と課題

道路環境の改善、自動車の安全装備の充実により、交通事故は減少の傾向にありますが、高齢 運転者が要因となる交通事故の割合は増加傾向にあります。

交通安全に関しては、行政はもとより、住民一人ひとりが取り組む必要があり、交通安全に対する住民意識の向上、運転者の安全運転に対する意識付けが必要です。

交通事故の防止に向けて、関係機関、団体との協力のもと、交通安全事業を実施し、住民に対して交通安全の啓発を行う必要があります。

全国的に高齢者に対する特殊詐欺の巧妙化や子どもに対する犯罪も増加している状況にあり、 地域及び関係機関と連携し、防犯体制や防犯活動の実施、地域で見守る体制を構築する必要があ ります。

消費生活において表面化する問題は、広報等による意識啓発により減ってきている状況にありますが、更に複雑化、多様化する不法な取引に注意していく必要があります。また、消費者行政の充実により、被害報告が減少の傾向にありますが、被害が増えないよう地域住民への意識啓発の継続が必要であり、特に多様化する不法取引に対応する情報提供を充実させていく必要があります。

将来像

- 子どもから高齢者まで、交通事故や犯罪の被害者及び加害者にならず、住民が安全安心に暮ら すことができている。
- 多様化する不法取引等の情報が住民に周知されている。

1 交通安全	(1) 関係機関、団体と情報共有、連携して交通安全・事故防止の活	
	動を実施します。	
	(2) 交通危険箇所を把握し、町道は町で対応し、国道及び道道につ	
	いては、関係機関に要望するなど解消に努めます。	
	(3) 交通安全に関する啓発を継続して実施し、住民の交通安全意	
	識の向上に努めます。	
2 防犯	(1) 防犯に関する啓発を継続して実施し、住民の防犯意識の向上	
	に努めます。	
	(2) 関係機関、団体と連携して、防犯体制の強化に努めます。	
3 消費者保護	(1) 住民と協力して悪質訪問販売等の情報提供や近隣での見守り	
	活動を展開します。	
	(2) 担当職員が研修により専門知識を習得し、防止対策と相談体	
	制の強化を図ります。	
	(3) 道消費生活センター等関係機関と連携し、被害者の適切な救	
	済を図ります。	

第8節 情報基盤

現状と課題

情報通信技術(ICT)は著しい発展を遂げ、インターネットやスマートフォン、タブレット等の携帯情報端末の普及により一層多様化し、私たちの生活や経済・産業活動に大きな変化を与えています。今後も情報通信技術の高度化、高速大容量化は更に進むことが予想され、多種多様でハイレベルなサービス要件が求められるとともに、誰もが情報通信技術の利便性を実感できることが求められています。

本町では、平成 22 年度に町内整備希望地域全域に FTTH 網※を整備し、IRU 契約※により民間電気通信事業者に貸し出し、超高速の光ブロードバンドサービスを開始しました。これにより、都市部との情報基盤の格差が解消、住民が情報化の利便性を享受できるようになりました。

防災や生活の利便性につながる情報通信技術の利活用を推進していきます。

今後は、機器の更新などの維持管理経費が大幅に増加することが予想され、財政負担の増加が 懸念されます。

平成23年の地上デジタル放送完全移行にともない、地理的特性、電波の特性上、地上デジタル放送難視聴地域が点在することが予想されたことから、それら地域の難視聴解消のため平成22年度に整備した光ケーブルを利用し、難視聴対象各戸へ地上デジタル放送を町の自主運営により再送信する環境を整え、難視聴世帯の解消を図っており、今後も引き続き実施していく必要があります。

平成29年12月に浮島トンネルから滝上町第四区までの区間の携帯電話の不感地帯が解消されました。しかし未だに不感状況があることから引き続き関係機関への働きかけを行っていく必要があります。

- ※ FTTH 網 ~ 光ファイバーケーブルを一般個人の家屋に直接引き込んだネットワーク回線網。
- ※ IRU 契約 ~ 自治体が通信設備を通信事業者に貸し出す際、契約や協定によって確定される長期的かつ安定的な使用権のこと。(破棄し得ない所有権)

将来像

- 希望する誰もが超高速なインターネット接続ができる環境が整っている。
- どこでも携帯電話がつながり、災害や緊急時の通信手段が確保されている。
- 情報通信技術 (ICT) が活用され、便利で快適な生活ができている。

1 情報通信基盤	(1) 地域間の情報通信格差を是正し、地域産業活動の振興と住民生
	活の利便性向上を図るため、情報通信基盤の整備・保全を行い
	ます。
	(2) 住民が情報を主体的に利活用できるよう容易にブロードバン
	ドに接する機会を増やし魅力を伝えるとともに、防災、健康な
	ど様々な分野での利活用を促進します。
2 テレビ難視聴対策	(1) 地上デジタル放送難視聴地域への再送信を引き続き行ってい
	きます。
3 携帯電話	(1) 携帯電話不感地帯解消のための関係機関への働きかけを引き
	続き行っていきます。

第9節 土地利用

現状と課題

土地は、将来にわたって住民の生活、産業の営みなど、あらゆる活動の基盤をなす貴重な財産です。まちづくりを進めるにあたっては、計画的な利用に努め、環境との調和による秩序ある整備を行う必要があります。

都市計画区域(市街地)においては、「滝上町都市計画マスタープラン」※に基づき整備を行っていく必要があります。

町内の一部の地域において地籍調査を実施しておりますが、土地の流動化や有効利用を促進するため引き続き地籍修正及び再調査を継続する必要があります。

※**滝上町都市計画マスタープラン** ~ 長期的視点にたった滝上町都市計画区域(市街地)の将 来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らか にする方針を定めたもの

将来像

- 「滝上町都市計画マスタープラン」※に基づき、整備が図られている。
- 登記簿、登記図面、現地境界が一致し、明確化されている。
- 土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図が整備されている。

1 土地利用	(1) 土地の適切で有効な利用を推進します。
	(2) 地籍の再調査を継続して実施します。

第4章 教育・文化 『地域が育む教育の充実』

第1節 学校教育

現状と課題

グローバル化や情報化、少子高齢化など社会状況が大きく変化するなか滝上高等学校が閉校となり、教育環境が大きく変わりました。変化が著しい社会で生きていくためには、基礎的な知識や技能の習得はもちろんのこと、自ら考え、伝え、課題に対して意欲的に取り組み解決する力を身につける教育の充実や必要とする教育が安心して受けられる環境の整備が重要です。

学力、体力の向上については、「全国学力・学習状況調査」や、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を基に北海道教育委員会、学校、家庭、地域と連携して、子どもたちの学力・体力の向上に向けた取組みを進めていく必要があります。

現在、文部科学省では、地域とともに学校づくりを行う「学校運営協議会(コミュニティスクール)※」を推進しており、本町においては、平成31年度から設置、運用を行うこととしています。

学校と地域との連携を更に深め、食育、郷土学習のほか滝上町ならではの特色ある教育を充実させるとともに、不登校や子どもの安全確保などの課題についても地域と連携して取り組み、郷土への愛着を持てるような人材の育成を図っていく必要があります。

また、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する際の、不登校等の諸問題(いわゆる中1ギャップ※)や小学校から中学校への接続を円滑化する必要性があるため、義務教育9年間の系統性を確保し、義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくための小中一貫教育制度の考え方が文部科学省から示されたところです。

生徒数が減少する中で、組織上、独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す「小中一貫型小・中学校」や9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を含めた学校のあり方について、今後議論を進めていかなければなりません。

また、老朽化した中学校の滝上高等学校跡への移転については、北海道と協議の上、進めていく必要があります。

近年は、発達障がいや困り感のある児童についての認識が高まっており、関係機関と連携した 特別支援体制の充実を図っていく必要があります。

※学校運営協議会(コミュニティスクール) ~ 保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画 し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成

長を支えていくための仕組み。

※中1ギャップ

~ 小学校から中学校への進学に際し、新しい環 境での学習や生活に不適応を起こすこと。

将来像

- 基礎的な学力と技能や体力、社会の変化に対応できる教育が行われている。
- 郷土の歴史・文化や自然などを学ぶ学習機会が確保されている。

Ⅲ 前期基本計画 第4章 教育•文化

- 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と、積極的な社会参加に向け、一人ひとりの能力・個性に応じた教育環境が整備されている。
- 地域と一体となった学校づくりが行われている。
- 義務教育から高校教育まで希望する者が安心して教育を受けられる環境が整備されている。
- 児童生徒が、快適に教育が受けられるよう施設や設備が整備されている。

第2節 社会教育

現状と課題

社会教育は、生涯を通じた学びの場を提供するとともに、地域コミュニティの形成や家庭教育 支援のほか趣味や教養の向上、文化やスポーツの振興などの役割を担い様々な事業を行ってきま した。

近年は、人口構造の変化や価値観の多様化などにより各種サークル活動や社会教育事業の参加 者が減少しており、芸術文化等を支える基盤の脆弱化が懸念されています。

社会教育には家庭教育をはじめ生涯の様々なステージにおける学びの機会をつくることや人と 人との絆の形成などが求められています。

生涯を通じて健康な身体と豊かな心を育むことは、明るく生きがいに満ちた生活を送る上でも 欠かすことができません。現役を離れた方の健康づくり・体力向上に対するニーズは高く、より 身近で気軽に楽しめる運動環境の充実が求められており、各種町民大会や健康運動機器を活用し た運動指導、各年代層への運動教室といった体力向上・健康づくりのための体制づくりが課題と なっています。

また、文化芸術活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものと同時に 社会全体を活性化する上で大きな力となるものです。文化や芸術活動を行う団体への支援を行っ ていく必要があります。

また、社会教育を通して、住民同士の交流の場や地域住民がこれまで学んだことを地域に還元する場をつくることにより、地域のコミュニティの活性化を図っていくことも社会教育の重要な役割です。多様なニーズを把握し、より多くの住民が関心を持って参加できる社会教育事業を展開するため、社会教育委員やスポーツ推進委員と連携する必要があります。

社会教育の拠点となる文化センターやスポーツセンター等の社会教育・体育施設の利用促進を 図り、利用者が支障なく利用できるよう施設の維持補修を行っていく必要があります。

将来像

- 生涯の各期(乳幼児期から高齢期まで)の様々なニーズに合った学びの場が提供されている。
- 幅広い世代が文化芸術活動に接することができ、自らの感性や創造力の充実が享受できる機 会がある。
- 社会教育施設が積極的に利用され、誰もが体力やライフスタイルに応じて体を動かす習慣づくりができる場を提供し、継続的なスポーツ・健康増進活動の充実が図られている。
- 各種スポーツ行事の開催や運動指導、スポーツ公園の管理運営を一体的に実施する体制があり、スポーツの振興が図られている。
- 図書館には、住民のニーズにあった図書や資料が整備され、利用者が快適に利用できる空間が 維持されている。
- 社会教育施設が計画的に改修・改築によって整備され、安全に利用できるようになっている。

Ⅲ 前期基本計画 第4章 教育•文化

1 生活为	(1) ニノフコニ ごににてん ブレのニ ゴにム よ 労 が 継人の方
1 生涯学習	(1) ライフステージ毎にそれぞれのニーズに合った学ぶ機会の充
	実を図ります。
	(2) 学校や各種団体との連携により幅広い世代に即した感性や創
	造力の充実が享受できる事業を実施します。
	(3) 図書館においては、地域住民のニーズに沿った資料収集に努
	め、リクエストに対応し、住民の読書意欲を高めます。
	(4) 子どもの読書力を高めるための読み聞かせや移動図書を実施
	します。
	(5) 住民同士が学び合うコミュニティの場を提供します。
2 芸術・文化・スポーツの	(1) 誰もが体力やライフスタイルに応じて体を動かす習慣づくり
振興	ができる場を提供し、継続的なスポーツ・健康増進活動の充実
	を図ります。
	(2) スポーツ施設の管理とスポーツ推進事業を一体的に行う体制
	を整備し、事業の充実を図ります。
	(3) 文化や芸術活動をする団体を支援し、住民に文化や芸術に触
	れる機会を提供します。

第5章 協働 『住民が主役のまちづくり』

第1節 まちづくり

現状と課題

童話村構想は、テーマを持ったまちづくりの指針として整備され、「童話」という言葉の持つ優しいイメージが滝上町のイメージに合うと考え、「人いきいき 町わくわく 童話村たきのうえ」をキャッチフレーズとし、町内外に広くアピールしてきました。

童話村構想の本質は、郷土愛を高め、住民活動を誘発し、産業や地域活動を活性化させようとするもので、現在進めている住民との協働のまちづくりに通じるものです。しかし、「童話村」という言葉のイメージがまちづくりの方向性と結びつけにくく、住民に理解浸透が進んでいない状況があります。

「童話村」のイメージにつながる「住んでいて、訪れて心地いい」を実感でき、住み続けたくなる協働のまちづくりをどう進めていくかを住民とともに考えていかなければなりません。

人口減少や住民の高齢化により、役員の担い手不足、活動の縮小化などの問題を抱える町内会が増加しています。

町内会活動の活性化を図るため、町では「まちづくり地区担当制」により、職員を各町内会へ配置し、町内会が自主的に行う事業に対しては、補助金を交付し、町内会活動の活性化に向けた支援をしてきました。防犯、見守り、防災など町内会の果たす役割は大きくなっており、活動を活性化させるため支援を継続する必要があります。

将来像

- 住民、民間事業者、行政が協力した、協働のまちづくり(童話村構想)が実現されている。
- 持続可能な開発目標(SDGs)※を活用した計画が実施されている。
- 町内会活動が維持され、地区内でのコミュニケーションが図られ、安心して快適に暮らすことができている。

1 まちづくり	(1) 住民に理解される協働のまちづくり (童話村構想)を推進しま
	す。
	(2) 国も推奨している持続可能な開発目標 (SDGs) の推進に努め
	ます。
	(3) 住民の声を聞くための活動を行います。
2 自治活動	(1) まちづくり地区担当制を継続し地域と行政の連携強化に努め
	ます。
	(2) 町内会における地域防災力の向上に努め、併せて活動に対す
	る支援を行います。

Ш 前期基本計画 第5章 協働

※持続可能な開発目標(SDGs) ~ 世界のリーダーにより 2015 年の国連サミットで採択さ れた 2016 年から 2030 年までの国際目標。「貧困」「健康」 「教育」「経済」「環境」「平和」など17のゴール(目標) と 169 のターゲットで構成される。

持続可能な開発目標 (SDGs)に掲げる 17 のゴール



第2節 地域間交流・移住定住

現状と課題

本町においては、様々な交流事業を行っており、交流を進めることにより、経済的、社会的、 文化的な側面で大きな効果をもたらしています。

高知県越知町とは、児童及び団体等の相互交流を行っており、歴史・文化、人材教育としても 有効であり、今後は、経済交流などに発展していく取組みを行っていく必要があります。

その他の地域間交流としては、交通網の発達、働き方の多様化、インターネットの普及等による様々な交流もあり、移住や経済交流などに進展することから、今後も取組みを進めていく必要があります。

移住定住対策は、人口減少対策や産業の担い手確保、町の活性化につながるものです。「ちょっと暮らし住宅※」の提供や、地域の担い手確保対策として国が進める「地域おこし協力隊※」の募集に積極的に取り組んでおり、滝上町への定住につながる支援体制を充実していく必要があります。

※**ちょっと暮らし住宅** ~ 滝上町への移住の検討を目的として短期滞在する者に、町内での生活を体験する機会を提供し、移住の促進を図ることが目的の住宅。

※地域おこし協力隊

~ 都市地域から過疎地域に生活の拠点を移した者を、「地域おこし協力隊員」として町が委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。

将来像

- 交流により、視野が広められ町内経済の活性化につながっている。
- 多様な人材が地域の担い手になっている。

1 地域間交流	(1) 高知県越知町との交流を継続し、人材育成や地域資源を活用した経済交流につながる事業を展開します。
	(2) 地域間交流を通して、経済活動にもつながる事業を展開します。
2 移住定住	(1) 移住定住につながる取組みを実施します。

Ⅲ 前期基本計画 第5章 協働

第3節 行財政運営

現状と課題

行政と住民が一体となったまちづくりを推進していくためには、行政情報を住民と共有することが重要です。

町では、月1回全戸配布する「広報たきのうえ」を主要媒体として、町が実施している事業等について情報発信し、特集記事の掲載や社会教育広報「ふれあいひろば」との統合など、誌面の充実を図ってきました。近年は、パソコンやスマートフォンが普及していることから、ホームページでの配信にも力を入れています。

行政情報の共有は、町民と協働のまちづくりを推進するための基本となるものであり、充実させていく必要があります。

行政事務は多様化、複雑化している状況のなか、新たな住民ニーズや行政課題に対応していく 必要があり、職員の政策立案能力の向上のための研修の実施、人事評価システムの運用などによ り、組織機構の充実を図っていく必要があります。

また、行政事務の効率化を図るために電算化を進めてきましたが、各種システムの維持管理や制度改正にともなう改修など多額の費用がかかっています。主要電算システムの更新時期に来ており、より費用が抑えられる電算システムを構築していかなければなりません。

公共施設の維持管理経費や老朽化した施設の修繕等の経常経費は増加していくなか、財源の大半を占める地方交付税は減少傾向にあるため、それに応じた予算規模による財政運営を行っていく必要があります。限られた財源のなかで長期的な行財政運営の指針となる行財政改革実施計画に基づき改革を実行する必要があります。

広域行政は、観光施策や福祉施策等において既に実施してきているものもありますが、交付税 措置が少ないなかにおいて、単独で事業を実施することが困難になりつつある事業もある状況で あり、広域行政により各市町村の負担を軽減する取り組みが今後必要となってきます。

将来像

- 住民と情報が共有されている。
- 効率的な行政運営により持続可能な自治体経営が維持されている。
- 各種事業に応じた広域連携が推進されている。

1 情報共有	(1) 広報誌、ホームページを充実させ、住民が必要とする情報提供
	を行います。
2 行政効率化	(1) 効率的な行政運営を図るため業務の見直しを行います。
	(2) 費用が抑えられる電算システムの導入検討を進めます。

Ⅲ 前期基本計画 第5章 協働

3 財政健全化	(1) 行財政改革実施計画に基づく改革を推進します。
	(2) 財政状況について、広報等により住民に周知し理解を求めま
	す。
4 広域行政	(1) 各種事業に応じた広域的行政を推進します。